

新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関関連の補助金に関するQ & A

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課

令和5年5月26日 第1版

令和5年6月14日 第2版

令和5年10月26日 第3版

【外来対応医療機関設備整備事業】

No	項目	回答
1	本事業の内容は。	感染症法上の位置づけの変更により、幅広い医療機関が新型コロナの診療に対応できる体制へ移行していけるよう、外来対応医療機関が行う設備整備の支援を行います。
2	どのような医療機関が対象になりますか。	新型コロナウイルス感染症患者を診療した実績がある外来対応医療機関が対象です。
3	新型コロナウイルス感染症患者を診療した実績とは、いつからが対象となりますか。また、診療回数に条件はありますか。	令和2年度から令和6年3月31日までに、1度でも患者を診療した実績があれば対象となりますが、補助を受けた医療機関においては、積極的に新型コロナ患者の診療を行っていただくようお願いします。（交付決定時に診療実績がなくても令和6年3月31日までに診療実績があれば対象となります）
4	新型コロナウイルス感染症患者を診療した実績は、県でどのように確認されるのですか。	実績報告時においてG-MIS入力実績で確認しますので、診療実績等を確実にG-MISに入力していただくようお願いします。
5	診療体制は整えていましたが、結果的に期間中の受け入れ実績がない場合は、どうなるのでしょうか。	結果的に期間中の診療実績がなかった医療機関は補助対象とはならないため、交付決定の取り消し及び補助金の返還（交付済みの場合）を行うこととなります。このため、補助を受けた医療機関は、新型コロナ患者を積極的に診療いただき、当該診療実績を確実にG-MISに入力していただくようお願いします。
6	診療実績には、コロナの疑い患者も含まれるのですか。	検査した結果、コロナ陰性であった患者への対応も診療実績として含まれます。
7	いつからいつまでに支出した分が補助対象経費となりますか。	令和5年10月1日以降令和6年3月31日までに生じた経費が対象となります。（交付決定前に事業を開始したものについても、10月1日以降に生じた経費であれば、交付対象となります。）
8	本補助の対象はどのようなものですか。	次の（1）～（5）の設備及び資器材の整備に要する経費が対象となります。 （1）HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） （2）HEPAフィルター付パーテーション （3）個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド） （4）簡易ベッド （5）簡易診療室及び付帯する備品
9	補助率や補助上限額はどのようになっていますか。	次の基準額を上限額として、補助対象経費の全額（補助率10/10）が補助されます。 【基準額】 ・HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 1施設当たり 905,000 円 ・HEPA フィルター付パーテーション 1台当たり 205,000 円 ・個人防護具 医療従事者1人当たり 3,600 円 ・簡易ベッド 1台当たり 51,400 円 ・簡易病室及び付帯する備品 実費相当額 ※簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。

【外来対応医療機関設備整備事業】

No	項目	回答
10	機器の更新のため、補助申請することは可能ですか。	買い替えしてまで更新が必要な理由や、さらなる整備が必要な理由等がある場合に限り可能です。個別に対応しますのでご相談ください。
11	個人防護具の補助上限額はどのように算出すればよいでしょうか。	医療機関におけるコロナ対応を行う医療従事者1人につき1日当たり上限額を3,600円として算出します。  (例) 医師1人、看護師2人が令和5年10月1日から令和6年3月31日までの120日間、コロナ診療に対応した場合 3(人)×120(日)×3,600円=1,296,000円  よって、当該医療機関における個人防護具の購入補助上限額は1,296千円となります。  ただし、補助対象期間中に使用された個人防護具(院内で払い出しされた個人防護具を含む)のみが補助対象となりますのでご注意ください。
12	個人防護具の各品目について、規格等に基準はありますか。	各品目の規格に関する一例「(別添)個人防護具に関する規格参考例」を添付しておりますので、購入に際して参考としてください。
13	本補助金と外来対応医療機関確保事業補助金の両方の補助を受けることは可能ですか。	可能です。
14	簡易診療室としてプレハブを設置する場合、診療室機能として必要なエアコンや医療機器等も補助対象になるのでしょうか。	新型コロナウイルス感染症患者等に医療を提供するために必要であって、簡易診療室と一体的に整備するものについては、付帯する備品として補助対象となります。
15	移動式の検査車両は簡易診療室に含まれるのでしょうか。	簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に医療を提供する診療室をいうので、この趣旨に合致すれば検査車両も簡易診療室に含まれます。緊急的・一時的に整備が必要となることが想定されますので、設備の購入ではなく、リースでの対応をご検討ください。
16	HEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なもの)で、上位互換のULPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なもの)は購入可能か	可能であるが、ULPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なもの)を希望する理由を申請書に記載していただくとともにHEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なもの)と同等以上の性能であることがわかる資料を提出ください。
17	空気清浄機の交換用フィルターは補助対象となりますか。	交換用フィルターは対象外です。
18	「簡易診療室及び付帯する備品」について、付帯する備品のみ購入した場合、補助対象となりますか。	付帯する備品については簡易診療室を整備する際に必要となる「付帯する備品」を補助対象としているものであり、付帯する備品のみ購入は補助対象となりません。
19	診療実績の確認方法として実績報告時においてG-MIS入力実績で確認するとあるが、今まで入力していない場合はどうすればよいですか。	気づいた時点から入力を開始してください。なお、ログイン時のID、パスワードを忘れた方はG-MIS事務局に電話もしくはメールでお問い合わせください。(県にお問い合わせされてもお答えできません。)
20	補助対象品で10月1日以降にすでに発注し、見積書がない場合は交付申請書を提出する際どうすればよいですか。	すでに購入しており、見積書がない場合は納品書、請求書の写しを添付してください。
21	要綱の別表(第4条関係)にある基準額は税込み金額ですか。	そのとおりです。
22	(削除)	
23	令和5年10月以降、どの外来対応医療機関でも(再度)申請できますか。	令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに本補助を受けた医療機関は補助対象設備のうち、個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)以外の補助は受けられなくなります。

【外来対応医療機関設備整備事業】

No	項目	回答
24	令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに本補助を受けていなければ、令和5年10月以降、従来の内容で申請できるのですか。	令和5年9月30日までに本補助を受けていない場合は、10月1日以降の新たな補助制度での申請は可能です。ただし、納期は令和6年3月31日までとなります。
25	令和5年10月以降、個人防護具の補助内容に変更はありますか。	補助対象となる個人防護具の種類(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)は変わりませんが、補助対象期間は、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)で規定する対象期間中に使用された(院内で払い出されたものを含む)個人防護具に限定されます。
26	「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)で規定する補助対象期間とは具体的にどのようなものですか。	オミクロン株による感染拡大時のピークの在院者数の3分の1を超えた時点から、3分の1を下回った時点までのことをいい、入院医療体制における病床確保料の対象となる期間(「段階1」以上)のことです。
27	個人防護具の補助対象期間は「段階1以上」に限るとのことですが、医療機関において「段階0」の時点で納品していたものは、補助対象外になるのですか。	「段階1」以上の時点で使用された個人防護具(院内で払い出された個人防護具も含む。)に係る経費が補助対象となります。
28	10月以降、個人防護具への補助は、補助対象期間に使用(院内での払い出しを含む)された分についてのみ対象になるとのことですが、交付申請や実績報告はどのように行えばよいのでしょうか。	10月以降の個人防護具は使用実績に基づいた補助となるため、医療機関におかれましては、県から提供した「記録簿」を活用し、10月1日以降(補助対象期間外も含む)に納品を受けた個人防護具の毎日の使用実績(院内で払い出し)数量を種類・単価別に記録してください。 (交付申請) ・令和6年3月31日までの使用予定数量により申請してください。 (実績報告) ・記録簿を添付して実績報告してください。なお、補助対象期間は本事業の交付決定を受けた医療機関に対し別途通知します。
29	令和5年10月以降に申請した設備は、いつからいつまでに生じた経費が対象になりますか。	令和5年10月1日から令和6年3月31日までに生じた経費が対象となります。

(9月30日までに交付決定を受けた事業等について)

No	項目	回答
1	令和5年9月末までに申請し、交付決定を受けた設備はいつまでに納品する必要がありますか。	令和5年9月末までに納品する必要があります。
2	令和5年9月末までに申請し、交付決定を受けましたが、納品ができない場合はどうすればよいのでしょうか。	9月末までに納品されない場合の対応パターンを、以下の(1)～(3)とおりに整理しましたので参考にしてください。なお、詳細については令和5年10月26日付け感推第602号「設備整備補助金において9月末までに補助対象事業が完了(納品)できない場合の対応について」をご覧ください。 (1) 交付決定された設備の一部が9月末までに納品済みであるが、残りの設備が9月末までに納品されない場合で、10月以降も同設備の整備を希望する場合 ① 遅延理由等を記載した「報告書」を提出してください。 ② 承認後、延長の対象となる設備を整備してください。(承認後の納期は令和6年3月31日) ③ すべての設備が納品後、実績報告書を提出してください。 (2) 交付決定された設備の一部が9月末までに納品済みであるが、残りの設備が9月末までに納品されない場合で、当該納品されない設備の整備を中止する場合 ① 9月末までに整備された設備のみについて、実績報告書を提出してください。なお、この場合残りの設備の整備は行わないことを実績報告書に明記してください。 (3) 交付決定された設備の全部が9月末までに納品されていない場合 ① 交付決定された事業について、県交付要綱第6条第3項第3号による「事業中止(廃止)承認申請書」を提出してください。 ② 承認後、改めて10月以降の日付けで交付申請をしてください。(納期は令和6年3月31日) ③ すべての設備が納品後、実績報告書を提出してください。

【外来対応医療機関設備整備事業】

No	項目	回答
3	当初、HEPAフィルター付パーテーションを整備する予定で9月末までに申請する予定でしたが、メーカー在庫がないため、交付申請ができませんでした。今後、10月以降に納品が可能となった場合、交付申請することは可能ですか。	令和5年9月30日までに本補助を受けていない場合は、10月1日以降申請は可能です。ただし、納期は令和6年3月31日までとなります。
4	令和5年9月までに个人防护具を申請し、交付決定を受けましたが、令和6年3月末までに補助制度が延長されるようになったため、これを取り止めて、改めて10月以降に个人防护具に加えてHEPAフィルター付空気清浄機を交付申請をすることは可能でしょうか。	个人防护具に関して事業中止（廃止）承認書を提出し、中止の承認を得た結果、令和5年9月30日までに本補助を受けていないことになる場合は、10月以降に个人防护具に加えHEPAフィルター付空気清浄機の交付申請は可能です。ただし、この場合は9月末までに申請した个人防护具は補助の対象外となります。